

## 令和2年11月 勝山市定例農業委員会

1. 開催日時 令和2年11月24日（火）  
 2. 開催場所 勝山市役所 3階 第2・3会議室  
 3. 出席委員 農業委員12名  
 （コロナ禍により農業委員のみの招集）

会長	1番	松村 勘兵衛					
会長職務代理	2番	中村 栄治					
農業委員	3番	牧野 元恵	8番	田中 政男			
	4番	酒井 清泰	9番	山内 百合子			
	5番	笠松 邦造	10番	山口 拓雄			
	6番	北山 謙治	11番	前田 壽夫			
	7番	須見 則雄					

4. 欠席委員 農業委員 1名

5. 審議内容・結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第39号	農地法第3条の規定による許可申請について	可決
議案第40号	農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について	可決
議案第41号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）	可決
議案第42号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業による賃借権の設定）	可決
議案第43号	農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取について（農地中間管理事業による賃借権の設定）	可決
議案第44号	現況証明願いについて	可決 (第3番保留)

- （報告事項） （1）農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
 （2）農地法第18条第6項の規定による通知について

6. 農業委員会事務局 事務局長 竹生 禎昭 主任 多田 喜代彦  
 主任 山本 典子 主任 川村 聖市

## 7. 会議の概要

- 事務局長 ただいまから令和2年11月定例農業委員会を開催いたします。本日は、新型コロナウイルス感染防止のため、農業委員のみの出席となっております。  
また、平泉委員が欠席の旨、お聞きしております。  
それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。
- 松村会長 会長あいさつ。  
本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の議案審議を行い、今月は、協議事項はありません。  
また、「新型コロナウイルス感染防止対策下の会議等の開催について」にもとづき、会議を開催いたします。委員各位には拙速な審議をお願いすることになりますが、ご協力のほどよろしくお願いたします。終了予定は、遅くとも午後3時を予定しています。
- 事務局長 ありがとうございます。それでは、これからは会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いします。
- 議長(会長) これより本日の会議に入ります。事務局から11月分の経過報告を申し上げます。  
事務局 それでは、11月分の経過報告をいたします。  
議長(会長) 報告はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、本日の議事録署名委員を 3番 牧野 元恵 委員 4番 酒井 清泰 委員の両名をお願いします。  
これより議事に入ります。日程第1  
議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。  
事務局より説明願います。
- 事務局 それでは 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。  
議長(会長) このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。  
田中委員 11月18日に現地確認をいたしました。申請地は、譲受人の居住地の隣の畑であり、問題ないと考えます。
- 議長(会長) 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより、議案第39号 について採決いたします。  
議案第39号 は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
- 全員 異議なし
- 議長(会長) それでは、議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決しました。  
続きまして、日程第2  
議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について および 議案第44号第2番 の現況証明願いについて を議題とします。  
議案第40号第3番 と 議案第44号第2番 は関連がありますので、一括して行います。  
事務局より説明願います。
- 事務局 それでは、議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について および 議案第44号第2番 現況証明願いについて、ご説明いたします。
- 議長(会長) このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。  
前田委員 ①につきまして、11月18日に現地確認をおこないました。事務局の説明のとおり、申請者の実家の側に家を建てられます。問題ないと考えます。
- 酒井委員 ②につきまして、7月定例会にて農用地除外の申請をしております。それを受けて、今回譲渡の申請です。譲渡人は、譲受人から見て義理の父親です。譲受人は現在賃貸住宅に住んでおりますが、子供が大きくなり、住宅の建築を計画しております。
- 議長(会長) ③につきましては事務局の説明のとおり、事前着工でございました。始末書を提出いただいています。農地法の許可が必要なことを知らずに着工してしまった、とのことですので、よろしくお願いたします。  
続きまして、第44号第2番の件ですが、既存の住宅が建っており、農地ではありません。  
議長(会長) 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。

笠松委員  
事務局  
議長(会長) 10頁の写真について、赤線は5字8番1でしょうか。それとも5字8番2でしょうか。こちらは、5字8番2でございます。  
他に、ご意見、ご質問はありませんか。  
ないようですので、これより 議案第40号 について採決いたします。  
議案第40号 は、原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに異議ございませんか。

全員  
議長(会長) 異議なし  
それでは、 議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見については、原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。  
続きまして、 議案第44号第2番 について採決いたします。  
議案第44号第2番 は、原案どおり承認することに異議ございませんか。

全員  
議長(会長) 異議なし  
それでは、 議案第44号第2番 現況証明願いについては、原案どおり承認することに決しました。  
続きまして、 日程第3  
議案第41号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(所有権の移転)について、を議題とします。  
事務局より説明願います。

事務局  
議長(会長) 田中委員 それでは、 議案第41号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(所有権の移転)について、ご説明いたします。  
このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。  
11月18日に現地確認を行いました。現在まで地元の認定農業者の方が耕作されていましたが、今回、その方は買われませんので、所有者の親戚である申請者が購入します。購入後は、龍谷宮農組合に預けるということで問題ないと考えます。

議長(会長) 説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。  
ないようですので、これより 議案第41号 について採決いたします。  
議案第41号 は、原案どおり承認することに異議ございませんか。

全員  
議長(会長) 異議なし  
それでは、 議案第41号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(所有権の移転)については、承認することに決しました。  
続きまして、 日程第4  
議案第42号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(中間管理事業による賃貸借権の設定)および、  
議案第43号 農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取について を議題とします。  
これらは関連がありますので一括して行います。事務局より説明願います。

事務局  
議長(会長) それでは、 議案第42号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(中間管理事業による賃貸借権の設定)および 議案第43号 農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取について ご説明いたします。  
説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。  
ないようですので、これより 議案第42号 について採決いたします。  
議案第42号 は、原案どおり承認することに異議ございませんか。

全員  
議長(会長) 異議なし  
それでは、 議案第42号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(中間管理事業による賃貸借権の設定)については、原案どおり承認することに決しました。  
続きまして、 議案第43号 について採決いたします。  
議案第43号 は、「適当である」旨の意見を付すことに異議ございませんか。

全員  
議長(会長) 異議なし  
それでは、 議案第43号 農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取については、「適

当」である旨の意見といたします。

続きまして、日程第6

議案第44号 現況証明願いについてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局  
議長(会長) それでは、議案第44号 現況証明願いについて、ご説明いたします。

説明はお聞きのとおりです。このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願います。

酒井委員 ①につきまして、15頁のとおり、現在は駐車場として使用されています。申請者は旭毛屋町にお住まいですが、申請地を処分したいとのことで、今回の申請となりました。よろしくお願ひいたします。

前田委員 ③につきまして、19頁のとおり、テニスコートの一角であります。現地確認をしましてやむを得ないと考えます。

議長(会長) 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。

北山委員 水芭蕉を建てた当時、農地として買ったのですか。市は、農地を持てるのでしょうか。

事務局 農地として買ったと聞いております。

北山委員 農業をしていないのに、農地として持っていたのはおかしいのではないですか。水芭蕉の敷地として買ったのに、農地であるとは、放っておいたということですか。

事務局 勝山市が、法務局にて地目変更をしていなかった、ということでございます。

北山委員 平成2年当時の書類から見せて欲しい。市は違反をしているのではないですか。

事務局 本来、地目変更するところをしていなかった、ということでございます。

北山委員 地目変更しないで農地のまま持っていたのは、違法なのではないですか。始末書を書くべきではないですか。

笠松委員 水芭蕉との一体的な活用として、周辺の農地と共に取得したのなら、なぜ、この筆だけ農地として残ったのですか。他に取得の農地と、同時に地目変更するものなのではないでしょうか。

田中委員 私もそのように思います。当初の計画は、全てがテニスコートだったのではないのでしょうか。ところが一部分だけになってしまったと推測するのですが。

事務局 周辺農地も含め、現状についてお調べいたします。

中村代理 市有地で、他にも同じような事例がありそうですね。

会長 それでは、議案第44号第3番につきましては、保留といたします。

これより 議案第44号 第1番について採決いたします。

議案第44号 第1番は、原案どおり承認することに異議ございませんか。

全員 異議なし

議長(会長) それでは、議案第44号 第1番 現況証明願いについては、原案どおり承認することに決しました。

次に、報告事項に入ります。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。

事務局 報告

議長(会長) このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。

酒井委員 ①について、申請者は耕作ができない状態だと思えますが、どなたかが耕作されているのでしょうか。相続したけれど、耕作放棄地となることはないのでしょうか。

事務局 耕作は、松田ファームが行っております。

議長(会長) 他にございませんか。

それでは、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告願います。

事務局 報告

議長(会長) このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。

続きまして、勝山市担い手農地集積促進事業補助金について、事務局より説明願います。

事務局 説明

議長(会長) このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。

続きまして、下限面積について、事務局より説明願います。

事務局 議長(会長)	説明 このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 それでは、議案第44号第3番について、再開いたします。事務局より説明願います。
事務局	まず、訂正とお詫びをさせていただきます。16番4、16番3、16番2、16番1、15番1、13番1につきまして、すべて登記は田、現況は宅地でございます。 どのように勝山市が買ったのかにつきましては、平成元年7月13日の臨時市議会におきまして、用地の取得が可決されております。 なお、市は、土地収用法第3条にかかげるものにつきましては、農業委員会を通すことなく買うことができます。 地目変更登記につきましては、本来であれば宅地とするところを、市はしていなかった、ということでございます。
中村代理 北山委員 事務局	内輪に甘いと言われても仕方ないですね。 今の説明ですと、テニスコートのところは宅地だそうですが、分筆はされていますか。 16番4につきましては、全面積が、登記が田、課税地目は宅地、となっております。分筆はしていません。
北山委員	登記簿「田」のものをどうして市は持てるのですか。本来の目的と違うのではないですか。買う際は、水芭蕉の建設にともなう周辺の一体的な活用という目的で、買ったはずですが。それを農地のまま持っていたのは何故ですか。今日は保留にした方が良くと思います。
前田委員 中村代理	この場所の管理は、どなたがされていたのでしょうか。 市が管理していたのでしょうか。いずれにしても模範となるべき市がこのようなことではいかげなと思います。
北山委員	現況証明を申請すること自体がおかしいのではないですか。農地法の適用外の農地であるにもかかわらず、今回農業委員会に諮るというのは、違う気がします。
会長	申請の是非については、役員会や定例会で決定される訳ですが、疑義があれば当然、訂正修正となります。今回は採決できません。何らかの処置を市に求めて、来月以降の処理といたします。 それでは、12月定例農業委員会の開催について、事務局より説明願います。
事務局 議長(会長)	次回は、12月23日(水) 午後1時30分から、開催予定としております。 11月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理が申し上げます。
中村代理	閉会のことば

勝山市農業委員会会議規則第18条の規定により、会議の顛末を称するためにこれに署名する。

会長 松村 勘兵衛 ⑩ 3 番 牧野 元恵 ⑩

4 番 酒井 清泰 ⑩